

一部改正	2008年12月17日	2010年 4月 1日
	2010年12月 8日	2016年 4月 1日
	2018年 4月 1日	2019年 4月 1日
	2020年10月 1日	2022年 4月 1日
	2022年11月10日	2024年 4月 9日
	2025年 4月 1日	2026年 4月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 学校法人法政大学（付属校を含む、以下「本学」という。）は、日本国憲法、教育基本法、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法等に掲げる基本的人権の尊重、法の下での平等の精神に則り、学内におけるハラスメントの防止と排除の措置、並びにハラスメントが発生した場合の適切な対応のために必要な事項を定め、第3条に定める学生・生徒・教職員等の本学構成員（以下「本学構成員」という。）の教育・研究、修学、就労の環境が害されることのないよう本規程を制定する。

(定義)

第2条 本規程におけるハラスメントとは、教育・研究、修学、就労等、本学におけるあらゆる環境において、本学構成員が不適切な言動を行うことにより、他の本学構成員に不利益又は損害を与え、あるいはその者の尊厳若しくは人権を侵害することをいう。

2 前項に定めるハラスメントの内容については、第4条に規定するガイドラインに具体的に例示し、学内構成員に周知する。ただし、ハラスメントの内容は、ガイドラインで示す例示のみに限定して解釈してはならず、ハラスメント該当性の判断については、前条の目的に即して判断しなければならない。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学のキャンパス内外を問わず、授業、研究及び勤務、さらに課外活動等の時間の内外を問わず、次の各号に掲げる本学構成員の間におけるハラスメントについて適用する。

- (1) 学生（学部生、大学院生、通信教育部生、科目等履修生、特別聴講生、交換留学生等、本学において学ぶあらゆる立場の者を含む。以下「学生」という。）。
- (2) 生徒（法政大学中学高等学校、法政大学第二中学校・第二高等学校、法政大学国際高等学校の生徒、以下「生徒」という。）。
- (3) 教職員（専任、非専任を問わない全職種。以下「教職員」という。）。
- (4) 委託業者、派遣契約業者、課外活動指導者その他の本学の業務遂行に関わる者。

2 生徒の場合は保護者を代理人とすることができる。

3 学生・生徒については本学を修了・卒業・退学等で学籍を失った後、また教職員・委託業者・派遣契約業者等については離職後、1年以内に限り、在学中又は在職中に起きた件であれば対象とする。

(本学の責務)

第4条 本学は、第1条のハラスメント防止の目的を達成するため、本学構成員に対して継続的な啓発活動を行い、かつ構成員に関するハラスメント事案（以下「事案」という。）が発生した場合に、迅速かつ適切な措置を行うために必要な組織体制を整備し、人的要員を配置する。

2 本学は、ハラスメント等の人権の侵害に対して厳しい姿勢で臨むものとし、ハラスメントの事実関係が認定され、教育・研究、修学、就労の環境改善が必要と認められた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

3 本学は、前2項の目的を達成するため、ハラスメント防止・対策委員会及びハラスメント相談室を常置する。

4 ハラスメント防止・対策委員会は、必要に応じてハラスメント審査委員会を設置するものとする。

5 ハラスメント防止・対策ガイドラインについては、別途定める。

（本学部局長等及び構成員の責務）

第5条 本学の学部・大学院・付属校・研究所・事務部局等の部局長等（以下「部局長等」という。）は、当該部局におけるハラスメント等の防止に努めるとともに、第6条に定めるハラスメント防止・対策委員会の協力要請があった場合は、これに応じなければならない。

2 本学構成員は、ハラスメントが人権の侵害であることをよく認識し、ハラスメントを行ってはならない。ハラスメントのない教育・研究、修学、就労の環境を作り維持すること、また、相談を行った者（以下「相談者」という。）及び対処手続きの申立てをした者（以下「申立人」という。）に対する保護及び支援に協力しなければならない。

3 本学構成員（申立て事案の当事者の場合は、本学を修了・卒業・退学等又は離職後を含む）は、本学が行う当該事案の調査に協力しなければならない。

第2章 ハラスメント防止・対策委員会

（設置）

第6条 本学は、ハラスメント等の防止と排除、ハラスメントが生じた場合に適切な対処を行うため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を常置委員会として設置する。

（任務と権限）

第7条 防止・対策委員会は次に掲げる事項を行う。

- （1）ハラスメントの防止・対策全般についての政策立案・実施に関する事項。
- （2）ハラスメント防止のための啓発及び研修に関する事項。
- （3）ハラスメント相談室に関する事項。
- （4）ハラスメント審査委員会に関する事項。
- （5）ハラスメントに関する本学の取り組み及び概要の公表に関する事項。
- （6）その他ハラスメント防止に重要と判断される事項。

2 防止・対策委員会は、緊急・仮の措置、話し合いによる解決、審査報告書の作成を行う権限を有する。ただし、防止・対策委員会は、緊急・仮の措置及び話し合いによる解決については、ハラスメント審査委員会に権限を委譲することができる。

3 前項の審査報告書は、防止・対策委員会がハラスメントの認定をする場合に作成する。この審査報告書には、処分その他の適切な措置の勧告を含めることができる。

(構成及び任期)

第8条 防止・対策委員会は、総長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 総長が指名する理事 2名以内
 - (2) 総長が指名する専任教員 2名
 - (3) 大学院を担当する副学長又は研究科長会議副議長 1名
 - (4) 学部長の互選による者 2名
 - (5) 学生センター長
 - (6) 学生相談・支援委員長
 - (7) 各学部から選出される専任教員(教授会主任等) 15名
 - (8) 法人統括本部長, 教育支援統括本部長, 学生支援統括本部長, 人事部長, 学生センター事務部長
 - (9) 付属中・高等学校長の互選による者 1名
 - (10) 付属中・高等学校教職員(教務主任等) 若干名
 - (11) 弁護士 若干名
- 2 前項の他, 防止・対策委員会は, 特定の専門的事項の審議をするために学内教職員, 学内外の医師等の出席を求めることができる。
- 3 前項の委員を除く他の委員の任期は2年とし, 再任を妨げない。
- 4 任期中に委員の交代があったときには, 新任者は前任者の残任期間とする。
- 5 事案当事者は, 当該事案に関わる防止・対策委員会の審議及び決議に参加することはできない。

(委員長等)

第9条 防止・対策委員会には委員長を置き, 委員会を主宰する。

- 2 委員長, 副委員長は, 第8条第1項第2号の者から, それぞれ総長が指名することとする。
- 3 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故あるときは, その職務を代理する。

(会議)

第10条 防止・対策委員会は, 別段の定めがある場合を除き, 委員の過半数の出席により成立し, 出席委員の過半数をもって決する。

- 2 防止・対策委員会は, 年2回開催するほか, 委員長が必要と認めた場合には, 随時これを招集することができる。
- 3 防止・対策委員会は, 総長が必要と認め, かつ申立人の了解が得られた場合には, 当該事案の概要を学内外に公表する。

第3章 ハラスメント相談室

(設置)

第11条 本学はハラスメントに関する相談等に対処するため, ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)を設置する。相談室は, ハラスメント相談の専門相談員を常駐させ, 連絡先・連絡方法を明らかにし, 本学構成員のだれもが相談可能なものとする。

- 2 第3条第3項に該当するものも相談可能とする。

(任務)

第12条 相談室は、防止・対策委員会の方針に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの相談に関する事項。
- (2) ハラスメントの申立ての内容説明及び受付に関する事項。
- (3) 申立てがあった場合の防止・対策委員会への報告及び業務の支援に関する事項。
- (4) ハラスメント防止教育・研修等の企画及び実施に関する事項。
- (5) その他ハラスメントの相談・防止・啓発活動業務に関する事項。
- (6) 防止・対策委員会の事務に関する事項。

(構成)

第13条 相談室は市ヶ谷キャンパス内に置き、以下の者で構成する。

- (1) 相談室長 1名
- (2) 相談副室長 1名
- (3) 職員 若干名
- (4) 専門相談員（臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士等の資格を持つ者）若干名
- (5) 弁護士 若干名

(相談室長等)

第14条 相談室長、副室長は、第9条の防止・対策委員長、同副委員長を兼務することとし、総長が委嘱する。

2 相談室長、副室長の任期は防止・対策委員長、副委員長の任期とする。

(相談及び対応等)

第15条 専門相談員は、面談等の方法で相談を受けるものとする。

2 市ヶ谷キャンパス以外のキャンパス、付属校における事案の場合、専門相談員は、必要があれば、それぞれのキャンパスに出向いて相談を受けることができるものとする。

3 相談室は、相談を実施した後、迅速な環境改善が必要と判断した場合には、相談者から必要な守秘義務の解除を得た上で、関係部局へ協力を求めることができる。

4 相談室長は、相談者について、医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と判断した場合には、学生相談室等と連携し、学外専門機関等を紹介することができる。

第4章 ハラスメント審査委員会

(設置)

第16条 防止・対策委員会は、次の各号に該当する場合に、ハラスメント審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 相談者(本人)の書面による申立てがあったとき。
 - (2) 相談者(本人)からの申立てがない場合にも、防止・対策委員会が、当該事案について事態が重大で緊急の対処が必要と判断したとき。ただし相談者(本人)の意思を尊重した上で設置するものとする。
- 2 防止・対策委員会は、原則として緊急・仮の措置及び話し合いによる解決については、審査委員会に権限を委譲することができる。

- 3 防止・対策委員会は、審査委員会を設置した場合には、原則としてその旨を当該事案の申立人、相手方双方（以下「当事者」という。）に通知するとともに、当事者の所属部局長等に連絡するものとする。

（任務）

第17条 審査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- （1）当該事案に関する事実関係の調査に関する事項。
 - （2）緊急・仮の措置に関する事項。
 - （3）話し合いによる解決に関する事項。
 - （4）審査報告書の原案の作成に関する事項。
- 2 審査委員会は、申立てが第1条に規定する目的に照らし適当でないと判断するときは、防止・対策委員会の承認を得て、当該申立てを不受理とする。

（構成及び任期）

第18条 審査委員会は、総長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- （1）第8条第1項第2号から第11号に規定する者のうち、当事者の身分、職種、所属、性別等により防止・対策委員会が選定する者（ただし、事案当事者は、当該事案に関わる審査委員会の委員となることはできない）。若干名
 - （2）防止・対策委員会が必要と認めた場合には、学内教職員若干名を審査委員とすることができる。
 - （3）弁護士 若干名
- 2 審査委員会の任期は、当該事案に関する任務が終了するまでとする。
- 3 委員は、複数の事案の委員を兼任することを妨げない。

（委員長）

第19条 審査委員会には委員長を置き、委員会を主宰する。

- 2 審査委員長は、審査委員である防止・対策委員の互選とする。（ただし、第18条第1項第3号を除く。）
- 3 審査委員長は、必要と認めるときは、審査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

（緊急・仮の措置）

第20条 審査委員会は、事態が重大で、緊急に改善措置が必要と判断した場合には、第16条第2項に基づき迅速に緊急・仮の措置を決定する。ただし、権限が委譲されていない場合には、防止・対策委員会が緊急・仮の措置を決定する。

- 2 審査委員会（権限が委譲されていない場合には防止・対策委員会）は、緊急・仮の措置を決定する前に、相手方に口頭若しくは書面で意見を述べる機会を与えることとする。
- 3 審査委員会（権限が委譲されていない場合には防止・対策委員会）は、当事者双方の所属部局長等に対して、緊急・仮の措置実施の勧告を行う。所属部局長等は、この緊急・仮の措置の実施に努めなければならない。
- 4 審査委員会（権限が委譲されていない場合には防止・対策委員会）は、第3項について当該所属部局長等に報告を求めることができる。

5 審査委員会は、緊急・仮の措置の勧告内容等について防止・対策委員会に報告する。

(話し合いによる解決)

第21条 審査委員会は、申立人が、当事者間の話し合いによる解決を求めた場合には、第16条第2項に基づき、次に掲げる事項を行う。ただし、権限が委譲されていない場合には、防止・対策委員会が、これを行う。

(1) 当事者間の話し合いが円滑に進むよう、必要に応じて支援を行う。

(2) 当事者双方が希望する場合には、事実関係の調査・審査に基づく解決案を提示する。

2 当事者間の合意が整った場合には、その概要を記録に残し、審査委員会は、その内容を防止・対策委員会に報告する。

(審査報告書の原案の作成及び報告)

第22条 審査委員会は、ハラスメントの認定をすべきと判断した場合には、審査報告書の原案の作成を、防止・対策委員会に提案することができる。

2 防止・対策委員会は、必要と判断した場合には、審査報告書の原案の作成を審査委員会に指示する。

3 審査委員会は、前項に基づき審査報告書の原案を作成し、防止・対策委員会に提出する。

4 審査委員会は、原案作成に先立って、相手方に口頭若しくは書面で意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査の終了及び解散)

第23条 審査委員会は次の各号のいずれかの場合に審査を終了し解散する。

(1) 第20条の勧告を行ったとき。

(2) 第21条の合意が整ったとき。

(3) 第22条のハラスメント認定を提案する審査報告書の原案を防止・対策委員会に提出したとき。

(4) 申立人が、審査の途中で審査の打ち切りを申し出たとき。ただし、審査委員会が打ち切りは不適切であると判断したときはこの限りではない。

(5) その他、防止・対策委員会が必要と認めたとき。

2 審査委員会は次の各号について、防止・対策委員会に報告し承認を得られたときに審査を終了し解散する。

(1) 審査委員会の審査の結果、ハラスメントの認定に至らないと判断したとき。

(2) 審査委員会が、第17条第2項により申立てを受理するに至らないと判断したとき。

3 防止・対策委員会は、当該審査の終了を第16条第3項により通知した者に対して速やかに連絡するものとする。

(本学としての措置)

第24条 防止・対策委員会は、審査報告書の原案について検討の上、処分の勧告を含む審査報告書を作成し、総長に提出する。

2 総長は、防止・対策委員会から前項の審査報告書についての報告があった場合は、速やかに学内規則の適用その他適切な方法により、再発防止と問題解決のための必要な措置を講ずる。

3 ハラスメント防止・対策委員会は、講じた措置内容について報告を受ける。

第5章 留意事項

(守秘義務)

第25条 当該事案に関わるすべての者は、当事者及び関係者の名誉及びプライバシー等の人権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。防止・対策委員会委員及び審査委員会委員等は任期中も退任後も、任務に関して知り得た個人情報等の内容を他に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第26条 本学構成員及び当該事案に関わるすべての者は、ハラスメントに関する相談や申立てをする者を妨げてはならず、当該申立人や係る審査への協力、その他ハラスメントに対し正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な対応をしてはならない。

(虚偽の申出等の禁止)

第27条 本学構成員及び当該事案に関わるすべての者は、ハラスメントの相談、審査、事情聴取等に際して、虚偽の申立て・証言を行ってはならない。

(措置)

第28条 総長は、第25条ないし第27条に違反した者に対して、学内規程を適用し、適切な措置を講じる。

第6章 事務局等

(事務局等)

第29条 ハラスメント防止・対策に関する事務局は、ハラスメント相談室とする。

2 事務局は、総務部、人事部、教育・研究関連部局等と密接に連携し、審査委員会の支援を依頼することができる。

(細則)

第30条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び対策に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第31条 本規程の改廃については、ハラスメント防止・対策委員会の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行に伴い、「セクシュアル・ハラスメント防止・救済規程(規定第644号)」は、2008年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規程は、2008年12月17日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2010年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2010年12月8日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、2018年4月1日から一部改正し施行する。
- 8 この規程は、2019年4月1日から一部改正し施行する。

- 9 この規程は、2020年10月1日から一部改正し施行する。
- 10 この規程は、2022年4月1日から一部改正し施行する。
- 11 この規程は、2022年11月10日から一部改正し施行する。
- 12 この規程は、2024年4月9日から一部改正し施行する。
- 13 この規程は、2025年4月1日から一部改正し施行する。
- 14 この規程は、2026年4月1日から一部改正し施行する。

(追58)